

大津市国民健康保険システム標準化移行対応業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、大津市国民健康保険システム標準化移行対応業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

大津市国民健康保険システム標準化移行対応業務

(2) 業務内容

大津市国民健康保険システムの標準準拠システムへの移行
詳細については別添調達仕様書の通り

(3) 業務期間

契約締結の日から令和10年3月10日まで
ただし、システム稼働日は令和10年1月4日を予定する

3 予算額

委託料の上限は439,941,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

令和8年度：当初予算 198,256,000円

令和9年度：債務負担行為 241,685,000円

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和8年	3月26日(木)	実施公告、実施要領・調達仕様書等の掲示
令和8年	4月2日(木)	質問受付締切
令和8年	4月10日(金)	質疑に対する回答
令和8年	4月15日(水)	参加申込書の提出期限
令和8年	4月24日(金)	参加申込に係る書類企画提案書等提出締切
令和8年	5月7日(木)	プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税(本店所在地分及び本市分(支店、営業所等が本市に存する場合に限る。))、

消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 過去2年以内に、地方公共団体との間で、本業務と類似した契約を締結し、これを2件以上履行した実績（履行中のものを含む。）を有すること。
- (9) 公益社団法人国民健康保険中央会が開発し提供している「市町村事務処理標準システム」を導入できること。
- (10) 令和8年度大津市委託業務入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (11) 品質管理体制について、ISO9001:2008 又は ISO9001:2015 の認証を受けていること、若しくはこれと同等の品質管理体制を受託者内部の規程等により整備していること。
- (12) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークの使用の認定、ISO/IEC27001 認証（国際標準規格）又は JIS Q 27001 認証（日本産業規格）のうち、いずれかを取得していること。

7 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式第5号）により電子メールで行うこと。郵便又は電話若しくは口頭による質問は受け付けない。メールの件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、商号又は名称」を入力し、質問票を添付して送信すること。送信後、必ず電話等で送信した旨を担当課に伝えること。
- (2) 期限 令和8年4月2日（木）午後5時00分まで（必着）
- (3) 提出先 大津市健康福祉部保険年金課
E-mail otsu1403@city.otsu.lg.jp
TEL 077-528-2751

(4) 回答方法

本市ホームページにおいて、令和8年4月10日（金）に回答票を掲載予定

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、調達仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を1部ずつ提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 資本関係報告書（様式第3号）

エ 事業実績調書（様式第4号）

オ IS09001:2008 又は IS09001:2015 の認証の写し、若しくはこれと同等の品質管理体制を受託者内部の規程を証明するもののいずれか

カ プライバシーマークの使用の認定、ISO/IEC27001 認証又は JIS Q 27001 認証の写しのいずれか

キ 公募型プロポーザル参加資格審査結果通知返信用封筒（長型3号封筒に返信先を記載し、460円切手を貼り付けたもの）

(2) 企画提案書等

以下に掲げる書類は、原本1部及び副本6部を提出することとし、アについては、これに加えて電子媒体（CD-ROM）1枚を提出すること。なお、副本には、提案者の商号、名称、代表者氏名等及び事業者が特定される情報（製品名を除く。）は記載しないこと。

ア 企画提案書（任意様式）

イ 価格見積書

※見積金額は、税込表記（税率10%）とし、代表者印を押印し、内訳明細書を添付すること。

※ 価格見積書は「標準化対応費用」、「システム利用料及び運用保守料（年額）」及び「ガバメントクラウド利用料（年額）」に分けて作成すること。

ウ 事業実施体制（任意様式）

エ 事業工程表（任意様式）

(3) 提出期間

ア 公募型プロポーザル参加申込書及び参加申し込みに関する提出書類

令和8年3月26日（木）から同年4月15日（水）まで

ただし、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。

イ 企画提案書等

令和8年3月26日（木）から同年4月24日（金）まで

ただし、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。持参の場合は(3)に定める提出期間中の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、理由のいかんを問わず、(3)アに掲げる書類にあっては令和8年4月15日(水)の午後5時まで、(3)イに掲げる書類にあっては同年4月24日(金)の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館1階 健康福祉部保険年金課

9 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書の内容

本実施要領、調達仕様書等を踏まえて、評価基準(審査項目・配点)を網羅し、アピールポイントや提案内容等を具体的に明記した企画提案書を作成すること。

(2) 様式等

ア 提案書の内容については、評価基準の「提案要求項目」に合わせ項番順に作成すること。

イ 提出書類はA4版縦での印刷を考慮した構成とすること。ただし構成図等にA4では見づらい部分はA3版(折り込み)も可とする。

ウ 提案書については表紙、目次等を含めて40ページ以下とし、ページ番号を付すること。

エ 散逸しないよう綴じて提出すること。

オ 表紙には「大津市国民健康保険システム標準化移行対応業務公募型プロポーザル」と記載すること。

カ 補足説明のために写真、イラスト等を用いるほか参考資料の添付も可能とする。

(3) その他

ア 企画提案書の作成に要した費用、報酬等は支払わない。

イ 提出期間後の企画提案書の差し替えは認めないので、内容を十分に精査して提出すること。

ウ 提出期間中に企画提案書が提出されない場合、本プロポーザルの参加を辞退したものとすること。

エ 電子媒体に納めるファイル形式は、MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、PDF形式又はオープンドキュメントフォーマットとすること。

オ 企画提案書は、事業者名等の記載がある紙媒体を1部、事業者名及び事業者が特定される情報の記載がない紙媒体を6部提出すること。

10 審査方法

本要領に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、本プロポーザル審査委員会が総合的に評価し、最も優れた提案を行った事業者を契約候補者として決定する。

ア 実施日 令和8年5月7日(木)

※ 応募者多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

イ 実施場所 大津市御陵町3番4号 大津市役所 第二別館1階 情報政策課会議室

ウ 提案時間 30分間(提案説明は、本業務事業に従事する者が行うこととする。)

※ 応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 4人以内

カ プレゼンテーションに際しては、本市において用意したプロジェクター及びHDMIケーブルを使用して提案内容の説明を行うこと。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略によるページ数及び構成の変更はこの限りではない。

キ プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。

11 審査基準

下記項目を基本に審査する。最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は、審査員全員の合計において最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。

(1) 評価点の計算は、配点×重要度とする。

(2) 審査項目

別紙プロポーザル評価基準のとおり

(3) 配点

1点	2点	3点
劣っている	標準	優れている

12 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知発送時期

令和8年5月12日(火)(予定)

13 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

15 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

16 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）を、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を

無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部保険年金課 管理賦課係 担当 近藤

Tel : 077-528-2751 E-mail:otsu1403@city.otsu.lg.jp